

宮崎県後期高齢者医療広域連合の被保険者に係るオンライン資格確認システムと資格確認書の負担割合及び区分の相違における、令和7年8月分診療報酬明細書作成時の留意点について

1. 概要

- ・資格確認書については、令和6年中の所得を反映した1年間（令和7年8月1日～令和8年7月31日の間）有効のものを7月9日に広域連合から被保険者全員（暫定運用による）に発送しています。
- ・オンライン資格確認システムに年次更新用のデータが反映されず、負担割合及び区分（以下、「負担割合等」という。）が8月1日に変更となった被保険者の情報が正しく表示されていなかったことが判明しました。（未処理件数26,973件、内、令和7年8月1日受診した被保険者様に影響）
- ・事象については、8月1日の夜間処理で正しいデータが送信され、8月2日より正しい負担割合等がオンライン資格確認システムに反映されています。

2. 令和7年8月診療分の診療報酬明細書作成時の留意点について

【令和7年8月1日のみ受診の場合】

- ・令和7年8月1日にオンライン資格確認システムにて確認した割合にて診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。）の請求をしてください。

※1 その際発生する負担割合相違における差額徴収等につきましては、広域連合から被保険者様に直接差額返還請求または差額償還をさせていただくこととし、医療機関様に対しレセプトの返戻はいたしません。

【令和7年8月に複数日受診した場合】

- ・令和7年8月1日の受診が含まれている場合は、令和7年8月分レセプトを1日に確認した割合にて作成をしてください。その際発生する負担割合相違に係る対応は※1と同様です。

※2 令和7年8月1日に受診があり、その後医療機関様にて令和7年8月2日以降に受診があった際に、正しい負担割合等を確認され、令和7年8月分のレセプトが正しい負担割合等で請求された場合は広域連合からの調整は発生しません。

つきましては、8月1日受診分の被保険者様からの自己負担額の差額徴収等につきましては大変お手数おかけしますが、医療機関様にて被保険者様から徴収または返金をお願いいたします。

(例１) 実際の負担割合は「３割」、令和７年８月１日のオンライン資格確認システムが「１割」で表示されていた場合

◎令和７年８月１日にオンライン資格確認システムにて「１割」を確認、被保険者から１割を徴収。その後、８月２０日に２度目の受診をした際オンライン資格確認システム等にて「３割」を確認。

窓口での徴収額	レセプト請求	広域連合での対応
１日、２０日共１割にて徴収	９割にて請求	返戻はせず、被保険者様本人へ差額返還請求を行う
１日を１割で徴収、２０日を３割で徴収	※レセプトは月ごとに１枚で作成していただくもので、どちらかの割合での請求をお願いいたします。 ・１割で請求した場合、差額返還請求は広域連合から被保険者様へ行います。 ・ <u>３割で請求した場合、割合の正しいレセプトとなりますので広域連合から被保険者様への調整は発生しません。</u> <u>１日受診分の差額については医療機関様が被保険者様から徴収をお願いいたします。</u>	

(例２) 実際の負担割合は「１割」、令和７年８月１日のオンライン資格確認システムが「３割」で表示されていた場合

◎令和７年８月１日にオンライン資格確認システムにて「３割」を確認、被保険者から３割を徴収。その後、８月２０日に２度目の受診をした際オンライン資格確認システム等にて「１割」を確認。

窓口での徴収額	レセプト請求	広域連合での対応
１日、２０日共３割にて徴収	７割にて請求	返戻はせず、被保険者本人へ差額償還通知を行う
１日を３割で徴収、２０日を１割で徴収	※レセプトは月ごとに１枚で作成していただくもので、どちらかの割合での請求をお願いいたします。 ・３割で請求した場合、差額償還は広域連合から被保険者様へ行います。 ・ <u>１割で請求した場合、割合の正しいレセプトとなりますので広域連合から被保険者様への調整は発生しません。</u> <u>１日受診分の差額については、医療機関様が被保険者様へ返金をお願いいたします。</u>	

問い合わせ先

宮崎県後期高齢者医療広域連合

業務課 業務第１係

宮崎市橘通東１丁目７番４号 第一宮銀ビル３階

TEL:0985-62-0921 FAX:0985-27-7699